

## 入札公告（建設工事）

次のとおり一般競争入札に付します。  
平成 29 年 2 月 10 日

経理責任者  
独立行政法人地域医療機能推進機構南海医療センター  
院長 亀川隆久

### 1 工事概要

- (1) 工事名 独立行政法人地域医療機能推進機構南海医療センター新築整備工事
- (2) 工事場所 大分県佐伯市常盤西町 11 番 20 号  
独立行政法人地域医療機能推進機構南海医療センター内
- (3) 工事内容 本工事は独立行政法人地域医療機能推進機構南海医療センター移転新築整備  
工事を行うものである。
  - ・病院本館棟新築工事（RC 造地上 9 階建）一式
  - ・健康管理センター棟増築及び改修 一式
  - ・解体 一式
  - ・外構 一式建築面積約 4,788 m<sup>2</sup>  
延床面積約 22,145 m<sup>2</sup>
- (4) 工期 約 44 ヶ月以内（最終完成工期は平成 32 年度 10 月予定）  
（病院本館棟部分については、平成 30 年度内の完成とする）

### 2 競争参加資格

- (1) 競争参加者は次に掲げる①又は②の者とする。
  - ① 次の(2)から(12)までに掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（經常建設共同企業体を除く。）により構成される特定建設工事共同企業体（以下「共同企業体」という。）であって、独立行政法人地域医療機能推進機構南海医療センター院長から独立行政法人地域医療機能推進機構南海医療センター新築整備工事に係る共同企業体として資格認定通知を受けた者であること。  
構成員の数は 2 社または 3 社とする。出資比率は、すべての構成員が均等割の 10 分の 6 以上であること。
  - ② 次の(2)から(12)までに掲げる条件を全て満たしている単体有資格者（經常建設共同企業体を含む。以下同じ。）。
- (2) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則（以下、契約細則という。）第 5 条及び第 6 条の規定に該当しない者であること。  
なお、未成年者、被保佐人又は被補助人であって、契約締結のために必要な同意を得ている者は、同 5 条中の「特別の理由がある場合」に該当する。
- (3) 厚生労働省から九州沖縄地域における「建築一式工事」に係る一般競争参加資格の認定を受けていること。（会社更生法（平成 14 年法律第 154 号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成 11 年法律第 225 号）に基づき再生手続開始の申立てをした者については、手続開始の決定後、九州沖縄地域の一般競争参加資格の再認定を受けていること。）
- (4) 厚生労働省から九州沖縄地域における「建築一式工事」に係る一般競争参加資格の認定の際に客観的事項（共通事項）について算定した点数（以下「客観点数」という。）が 1,250 点以上であること。  
また、(3)の再認定を受けた者にあつては、当該再認定の際に客観点数が 1,250 点以上であること。  
ただし、共同企業体の場合の代表構成員以外の構成員については 1,050 点以上とする。
- (5) 会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てをした者（(3)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。
- (6) 平成 18 年度以降に元請けとして完成、引渡し完了した次に掲げる工事の施工実績を有すること。  
単体有資格者及び共同企業体の代表者は、単独又は共同企業体の代表者として施工した①の施工実績を有すること。共同企業体の構成員は②の施工実績を有するか又は共同企業

体として施工した①の施工実績を有すること。（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20%以上の場合のものに限る。また、施工実績は施工中のものを除く。）

- ① R C造又はS R C造又はS造地上6階建て以上、延床面積14,000㎡以上の病院の新築又は増改築
- ② R C造又はS R C造又はS造地上3階建て以上、延床面積7,000㎡以上の病院の新築又は増改築
- (7) 競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出期限の日から開札の時までの期間に当機構の理事長又は経理責任者から指名停止を受けていないこと。
- (8) 上記1に示した工事に係る設計業務等の受託者又は当該受託者と資本若しくは人事面において関連がある建設業者でないこと。
- (9) 次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できること。
  - ① 一級建築施工管理技士又は一級建築士の資格を有する者であること。
  - ② 平成18年度以降に、病院の新築又は増改築の完成・引渡し完了した工事の経験を有する者であること。
  - ③ 監理技術者にあつては、監理技術者資格者証を有する者であること。
- (10) 警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、厚生労働省発注工事等から排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。
- (11) 独立行政法人地域医療機能推進機構契約事務取扱細則第4条第4項の規定に基づき経理責任者が定める資格を有するものであること。
- (12) 独立行政法人地域医療機能推進機構反社会的勢力への対応に関する規程第2条の各号に該当しないものであること。

### 3 入札手続等

- (1) 担当部局  
〒876-0857 大分県佐伯市常盤西町11番20号 独立行政法人地域医療機能推進機構南海医療センター経理課契約係 菅 清一 電話 0972-22-0582
- (2) 入札説明書の交付期間、場所及び方法  
平成29年2月10日（金）から平成29年2月24日（金）まで（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く毎日9時00分から17時00分まで）(1)の担当部局にて交付する。交付にあつては、実費を徴収する。
- (3) 申請書及び資料の提出期間、場所及び方法  
平成29年2月13日（月）9時00分から平成29年2月24日（金）17時00分（土曜日、日曜日及び祝祭日を除く。）までに(1)の担当部局に持参又は郵送すること。（資料の作成にかかる費用は提出者の負担とし、提出された資料は、当該経理責任者による競争参加資格の確認以外に無断で使用する事はできない。また、提出された資料は返却されない。）
- (4) 入札及び開札の日時及び場所並びに入札書の提出方法  
平成29年3月22日（水）14時00分南海医療センター大会議室（ただし、郵送による入札の場合は、書留郵便によるものとし、平成29年3月21日（火）17時00分までに(1)の担当部局に必着すること。）に持参すること。

### 4 その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨  
日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 入札保証金及び契約保証金
  - ① 入札保証金 免除。
  - ② 契約保証金 免除。ただし、落札者は公共工事履行保証証券による保証（2年のかし担保保証特約を付したのものに限る。）を付すものとする。この場合の保証金額は、請負代金額の10分の3以上とする。
- (3) 入札の無効  
本公告に示した競争参加資格のない者のした入札、申請書又は資料に虚偽の記載をした者の入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- (4) 交渉権者及び契約価格の決定  
契約する事項に関する仕様書、設計書等に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内の価格をもって入札を行なった者を交渉権者とし、交渉権者が複数の場合は、申込みをした価格に基づく交渉順位を付するものとする。ただし、第一順位の交渉権者（以下「第一交渉権者」という。）の申込みの価格が契約の内容に適した履行がなされないおそれがあると認められるとき、又はその者と契約を締結することが公正な取引の秩序を乱すことと

なるおそれがある場合においては、次順位の交渉権者をその契約の第一交渉権者とするところがある。

契約の第一交渉権者が決定したときは、直ちにその者と交渉し、契約価格が決定した場合は、その者を契約の相手方とする。ただし、その交渉が不調となり、又は交渉開始から10日以内に契約締結に至らなかった場合には、交渉順位に従い他の交渉権者と交渉を行う。

- (5) 手続における交渉の有無 無。
- (6) 契約書作成の要否 要。
- (7) 当該工事に直接関連する他の工事の請負契約を当該工事の請負契約の相手方との随意契約により締結する予定の有無 無。
- (8) 関連情報を入手するための照会窓口  
3(1)に同じ。
- (9) 共同企業体としての認定及び一般競争参加資格の認定を受けていない者の参加  
共同企業体としての資格の認定及び2(3)に掲げる一般競争参加資格の認定を受けていない者も3(3)により申請書及び資料を提出することができるが、競争に参加するためには、当該資格の認定を受け、かつ、競争参加資格の認定を受けなければならない。
- (10) 詳細は入札説明書による。